三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二　航空自衛隊車力分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
青森県つがる市	富萢町屏風山一番地		
青森県つがる市	富萢町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）及び十三土佐以外の次の図面に示す地域	青森県五所川原市	十三土佐（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町芦崎（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町去来見（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町泉川、富萢町萱津、富萢町寿、富萢町小泉（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町荘山、富萢町里見（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町荘野、富萢町静（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町清水、富萢町千年、富萢町林元、富萢町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町末広、富萢町難波、富萢町三室、富萢町藪分（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町山里（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町千貫（次の図面に示す部分に限る。）及び豊富町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）
		青森県つがる市	車力町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町芦崎（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町去来見（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町泉川、富萢町萱津、富萢町寿、富萢町小泉（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町荘山、富萢町里見（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町荘野、富萢町静（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町清水、富萢町千年、富萢町林元、富萢町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町末広、富萢町難波、富萢町三室、富萢町藪分（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町山里（次の図面に示す部分に限る。）、富萢町千貫（次の図面に示す部分に限る。）及び豊富町屏風山（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
青森県つがる市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸により囲まれた海域
青森県五所川原市	一　北緯四十度五十七分二十四秒、東経百四十度十八分四十一秒の点 二　北緯四十度五十七分三十秒、東経百四十度十八分十七秒の点 三　北緯四十度五十七分五十九秒、東経百四十度十八分二十八秒の点 四　北緯四十度五十八分二十三秒、東経百四十度十八分三十八秒の点 五　北緯四十度五十八分三十七秒、東経百四十度十八分五十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百二　航空自衛隊大湊分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
青森県むつ市	大字大湊字大近川四十四番地ノ内官有地		
青森県むつ市	大字大湊字大近川及び大字大湊字釜臥山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに大字大湊字大近川及び大字大湊字釜臥山以外の次の図面に示す地域	青森県むつ市	宇田町（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字石橋（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字曽利川村守（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大近川（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字釜臥山（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字水上通ノ内梨木道（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字水上ノ内薪取道（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大畑町（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大畑町及び大字大湊字曽利川村守（次の図面に示す部分に限る。）、大字大湊字大川守、大字大湊字大近川、大字大湊字釜臥山、大字大湊字水上通ノ内梨木道、大字大湊字大畑町、大字大湊町及び桜木町以外の次の図面に示す地域
		青森県むつ市	一　北緯四十一度十五分十五秒、東経百四十一度八分四十六秒の点 二　北緯四十一度十五分五秒、東経百四十一度八分三十六秒の点 三　北緯四十一度十四分五十二秒、東経百四十一度八分三十四秒の点 四　北緯四十一度十四分四十一秒、東経百四十一度八分十九秒の点 五　北緯四十一度十四分三十六秒、東経百四十一度八分〇秒の点

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
青森県むつ市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。